

明日の金沢の交通を考える市民会議

会 則

- 第1章 総則
 - 第2章 構成
 - 第3章 役員
 - 第4章 総会
 - 第5章 幹事会
 - 第6章 資産・会計・事業計画
 - 第7章 事務局
 - 第8章 公告の方法
 - 第9章 定例会・部会
 - 第10章 雑則
-

第1章 総則

- 第1条【名称】本会は「明日の金沢の交通を考える市民会議」とする。
- 第2条【事務所】主たる事務所を石川県金沢市に置く。
- 第3条【目的】本会は「文化の香る環境都市・金沢にふさわしい、歩行者、自転車公共交通中心の街づくり」を理念として、以下の実現を目指す。
- (1) 歩行者、自転車、公共交通を中心とした交通施策を研究、提案する
 - (2) 行政機関や交通関連機関に積極的に働きかけ、交通環境の改善に寄与する
 - (3) 交通環境への改善に理解が得られるよう意見収集、啓発を推進する
- 第4条【事業】本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- (1) 会員からの企画案に基づき実態調査や請願、要望等を実施する
 - (2) 必要に応じて行政機関や諸機関からの受託事業を実施する
 - (3) その他、目的を達成するために必要な事業を実施する

第2章 構成

- 第5条【構成】本会の目的に賛同する個人、法人をもって構成する。
- 会員（個人・法人）は、本会の目的推進のために、実質的な活動を積極的に行ない併せて権利と義務を有し、事業や総会・例会の運営に関わる事とする。
- 第6条【入会】
- 入会希望者は入会申込書を代表に提出し、代表は例会に諮り承諾する事とする。
- 第7条【会費】会員は別に定める年会費を入会時または、事業年度初月末までに納入するものとする。
- 期日までに納入なき場合は退会または、入会の意志がないものと見做す。
- 尚、年度途中での入会も、年会費全額を納入するものとする。

第8条【退会】会員は退会届を提出し、任意に脱退することができる。

又、会員の死亡、当該法人が消滅した場合は退会したものと見做す。

第9条【除名】会員が、次のいずれかに該当する場合には、幹事会に於て、2分の1以上の議決により、これを除名することができる。

但し、その会員に対し、幹事会の議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会則に違反したとき。

(2) 本会の運営に悪意ある言動によって、本会の名誉を傷つけたとき

(3) 本会の会員に対して悪意ある誹謗や中傷を行なったとき

第10条【拠出金品の不返還】会員が納入した会費その他の拠出金品は理由の如何を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

第11条【役員】本会には、10名以内の幹事と1名以上の監事を役員として置く。

(1) 幹事は総会において選任する

(2) 幹事のうち、1名を代表、1名以上を副代表とする

(3) 代表、副代表は幹事の互選により選任する

(4) 監事は総会において選任する

第12条【職務】

(1) 代表は、本会を代表し、その業務を統括する

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときには、その職務を代行する

(3) 幹事は、幹事会を構成し、この会則に定める事項及び幹事会の議決に基づき本会の業務を執行する

(4) 監事は次に掲げる職務を行なう

(イ) 幹事の業務執行の状況を及び本会の財産の状況を監査する

(ロ) 前号の監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為、または法令もしくは会則に違反する重大なる事実があると判明した場合は、これを総会に報告するものとする

(ハ) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集し幹事の業務執行の状況または本会の財産の状況について幹事に意見を述べることができる

第13条【任期】任期は1ヶ年とし、再選は妨げない。

また、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第14条【欠員補充】幹事の定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条【解任】役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、幹事会に於て、その役員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならぬ。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

第4章 総会

第16条【総会】本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第17条【構成】総会は、会員をもって構成する。

第18条【機能】総会は以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びに、その変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任。及び役員の職務の変更

(7) 会費の金額の決定・変更

(8) 事務局の組織及び運営について

(9) その他運営に関する重要事項について

第19条【開催】

(1) 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

(2) 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当した場合に開催する。

(イ) 幹事会が必要と認めたとき

(ロ) 会員の5分の1以上から総会の目的を記載した電子メールや書面による開催の請求があったとき

(ハ) 監事が第12条第4項(ハ)項の規定により総会を招集したとき

第20条【召集】総会は、代表が召集するものとする。

但し、前条第2項(ハ)項の規定による場合は、監事が召集するものとする

(1) 代表は、前条第2項(ハ)項の規定による請求があった場合は、その日から数えて30日以内に臨時総会を開催しなければならない

(2) 総会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議項目を記載した電子メールや書面をもって、少なくとも7日前迄に、会員に通知をしなければならないものとする

第21条【議長】総会の議長は、その総会に於て、出席した会員から選出する。

第22条【定足数】総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

第23条【議決】総会に於ける議決事項は、第20条第3項の規定によって予め通知した案件に限る。

(1) 総会の議決事項は、この会則で定めるもの他、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする

(2) 総会の議決について、特別に利害関係を有する会員は、その議決に加わることはできないものとする

第24条【書面表決】やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は予め書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

その場合に於ける第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第25条【議事録】総会の議事録については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保持するものとする。

(1) 日時および場所

(2) 会員数

(3) 出席した会員数

(書面表決者及び表決委任者については、その旨明記する)

(4) 審議事項および議決事項

(5) 議事の経過の概要およびその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 幹事会

第26条【構成】幹事会は、幹事をもって構成する。

第27条【機能】幹事会は、この会則で定めるもののほか、次に掲げる事項を先決し例会で図るものとする。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第28条【開催】幹事会は、毎月一回の定例開催以外に、次の場合に開催する。

(1) 代表が特に必要と認めたとき

(2) 総数の2分の1以上の幹事から会議の目的を記載した書面又は電子メールによって幹事会開催の請求があったとき

第29条【召集】幹事会は代表が召集するものとする。

(1) 前条第2項の規定による開催請求があったときは、その日から数えて30日以内に会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面や電子メールを、少なくとも10日前までに各幹事に通知しなければならない。

第30条【議長】幹事会の議長は、代表があたるものとする。

第31条【決議等】幹事会の議決は、幹事の過半数をもって決する。

第 6 章 資 産

第32条【資産】本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品および賛助金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第33条【事業計画および予算】本会の事業計画および予算は、代表が作成し、総会の承認をえなければならない。これの変更する場合も同様とする。

第34条【事業報告書および決算】代表は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、事業報告（活動報告でも可）、財産目録、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第35条【事業年度】本会の事業年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までとする。

第 7 章 事 務 局

第36条【設置・事務局長】本会の事務を処理するために事務局を置き、総責任者として事務局長を置く。

第37条【書類および帳簿の備え置き】事務局には次に掲げる書類を常備して置くこととする。

- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (2) 収入・支出に関する帳簿および証票書類

第 8 章 公 告 の 方 法

第38条【公告の方法】本会の公告は、ホームページに掲載する他に、事業報告会・シンポジウム・フォーラム等により、これを行なう。

9 章 定 例 会 ・ 部 会

第39条【定例会および部会】実施機関として、会員およびビジターで構成し、定例会および事業毎の部会を置く。

第 1 0 章 雑 則

第40条【付則】この会則の施行について必要な付則は、幹事会の先決および定例会の議決を経て、代表がこれを定める。

- (1) 会費は、法人・10、000円 個人・3、000円
(但し、学生は1、000円)
- (2) 会員はオブザーバーとして幹事会に自由に参加できる
- (3) 受託事業は独立会計として処理する
- (4) 会計処理の細則および事務処理に関する細則は別にこれを定める

第41条【会則の施行】この会則は、平成15年6月27日の総会を経て施行する。